

令和7年第8回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月18日（月）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（11人）

会長	1番
副会長	2番
	3番 福山 宣太
	4番
	5番 義山 太志
	6番 藤島 正廣
	7番 平山 純一郎
	8番 富本 太地
	9番 横山 哲博
	10番 實 穂二
	11番 政岡 廣子
	12番 柿山 あゆみ
	13番 中 佐奈枝
	14番 谷村 里香

推進委員4（名）

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席推進委員 4番 常 隆造 5番 東 翼

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について（9件）

日程第3 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)

日程第4 議案第3号 現況証明願について (1件)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業 (2件)
農地中間管理事業について

その他

会議の概要

事務局 おはようございます。本日、会長と副会長が所要で欠席と報告を受けています。規約等を確認すると委員の中の互選をして議長を決めて会議を進めて行くことが可能と言うことなので、推薦いただければありがとうございます。よろしくお願ひします。

5番 6番委員を推薦します。どうでしょうか。

【拍手】

事務局 6番委員、お願ひします。

事務局 定刻になりましたので、令和7年第8回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。会長の挨拶を代理と言う形で6番委員の方から、急ですみませんが、よろしくお願ひします。

議長 おはようございます。会長が欠席と言うことで、久しぶりのことで慣れない点もあるかと思いますがよろしくお願ひします。先般、30日から鹿児島への出張、皆さん非常に良かったんじゃないかなあ思います。私が一番気になったのは、この農業委員会で市来の方ですかね、土地の賃借料が1,000円から5,000円と言うあれを見まして、非常にここと違って安いなあと思って、もう少し聞いてみたかったんですけど、後でその資料を見たもので聞けませんでしたが、そう言う状況でした。ここは大体10,000円ですね。ですから非常に向こうは安いなあ。それでも借りる人がおらないのかなあと思ったりしました。それでは第8回農業委員会総会を始めたいと思います。これより議事に入ります。まず日程第1、議

事録署名人及び会議の書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは議事録署名人は7番委員、4番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 前後になりすみません。本日、委員14名中12名、推進員6名中4名が出席されて、会が成立いたしますので、このまま進めさせて下さい。それではお願いします。

事務局 まず、説明の前に一覧表をご覧ください。事前に何人かの委員に聞いて修正をしたいと思います。受付番号53番の申請者の方なんですけど、佐弁の畠については、11番委員にちょっと調査をお願いしたところ、佐弁の畠が3筆今回申請されていますが、どれも一枚畠になってて、ただしかし筆が分かれているように見受けられて、ちょっと境界が確認とれなかつたため、今回佐弁の畠は保留にさせていただきます。

次に受付番号58号についてなんんですけど、9番委員と7番委員に調査をお願いしたところなんですけど、ちょっと申請者の要件状況だったり、従事日数のところで満たさない部分がありましたので、今回はこの方に関しては保留と言う形にさせていただきます。

次に54号についてですが、事務局とも確認に行きました、あと3番委員、4番委員ともに調査をお願いしたところ、阿三の上から2番目の筆のところなんですけど、サトウキビを一枚畠になってて、2筆に分かれています。その1筆が町有地になっておりまして、ちょっとここは町有地の払い下げ等を済ませてから、再度許可申請を出していただくと言う形でそこについては保留にさせていただきます。

では説明になります。今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。

議案第1号について受付番号52号から受付番号60号について所有権移転に関する件です。

受付番号53号について、譲受人は喜念在住で譲渡人も喜念在住です。申請農地は大字喜念の畠で面積が341m²となっています。申請事由としましては贈与で

す。

次に受付番号 5 7 号については、譲受人は天城町在住で譲渡人は面縄在住です。申請人は今回初めて農地の権利を取得するものであり、昨年度はサトウキビを出荷している状況です。農作業歴は 10 年で耕運機、トラクター等を所有し、當農計画書には今回、ジャガイモを耕作する予定と計画しております。申請農地は大字面縄の畠で面積は 490 m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号 5 6 号について、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積は 1,261 m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号 5 9 号について、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住です。申請人は今回初めて農地の権利を取得するものであり、昨年度はジャガイモを出荷している状況です。農作業歴は 3 年あり、耕運機、トラクター等を所有し申請地にジャガイモを耕作する計画をしています。申請農地は大字伊仙の畠で面積は 673 m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号 5 4 号について、譲受人は阿三在住で譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿三の畠で面積は 6,213 m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号 6 0 号について譲受人は阿権在住で譲渡人も阿権在住です。申請農地は大字阿権の畠で面積は 9,285 m²となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 5 5 号については譲受人は木之香在住で譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字木之香の畠で面積は 1,983 m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号 5 2 号について譲受人は糸木名在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字犬田布の畠で面積は 1,945 m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

修正した受付番号 5 2 号から受付番号 6 0 号について別添えの調査書にある通り農地法第 3 条第 2 号各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは 3 条許可申請について、受付番号 5 3 号について調査員の方から調査結果等についてお願いしたいと思います。

11 番 農地法第 3 条許可申請 5 3 号についてご説明いたします。先日 2 番推進委員と調査いたしました結果、シンウカタ 1598-3 は、畠総はされていますけど、先ほ

ど事務局からものお話しがありましたように、隣の畠にお願いをして草を植えてあって一枚になっていますので、境界がちょっとはっきりしなかったものですから、今回は保留と言うことにさせていただきたいと思います。そしてその次の筆は問題なく馬鈴薯植え付けの予定となっています。そしてその下の佐弁のこちらは1枚になっていまして、地番がちょっととんでいるものですから、ちょっと確認をしたいものですからこちらも保留とさせていただきたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

事務局 ちょっと少し補足で説明をさせてください。喜念の方は大丈夫だったんですね。佐弁が…

11番 佐弁のミヤドだけは問題なかったです。喜念と佐弁マイビラの2筆の分の保留をお願いしたいと思います。

事務局 すみません。今11番委員の説明があった通りで、喜念の1筆の畠が畠総は入っているけど、こちらも1枚で草を植てるような形でちょっと境界がわからないため、こちらが保留になります、佐弁の東ミヤドが問題ないと言うことになります。

議長 今説明があった通り、東ミヤド1筆だけ結局は3条ということですね。

11番 はい。お願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号53号は原案の通り決定いたしました。続きまして57号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番 農地法第3条許可申請57号について説明いたします。先日8番委員と2番推進委員と調査しました結果、何の問題もないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。現況としては草が植えられていました。

8 番 5番委員の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします

議長 これより受付番号57号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号57号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号56号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請56号についてご説明いたします。先日、4番委員と4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条第2号各項に抵触しませんので、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。なお現状としてはローズが植えてありました。

4 番 只今7番委員の説明の通りです。皆様のご審議お願いします。

議長 これより受付番号56号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号56号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号59号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農地法第3条許可申請59号についてご説明します。先日、9番委員、4番推進委員と調査した結果、農地法第3条第2号各項に抵触しませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。なお現状としてはサトウキビが植え付けてありました。

9番 7番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 これより受付番号59号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号59号は原案の通り決定いたしました。続きまして54号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 農地法第3条許可申請54号について説明いたします。先日4番委員と共に調査した結果農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。現状は上の筆がサトウキビ、次は先ほど事務局から説明があった通り保留です。3番目4番目はジャガイモで、最後の筆がサトウキビです。以上です。

4番 只今、3番委員のご説明の通りでございます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号54号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号54号は原案の通り決定いたしました。続きまして60号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農地法第3条許可申請60号についてご説明いたします。先日14番委員と事務局と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議をよろしくお願いします。現況としましてはサトウキビが植え付けされていました。以上です。

14番 只今、13番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 これより受付番号60号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号60号は原案の通り決定いたしました。続きまして55号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法3条許可申請55号についてご説明します。先日、13番委員と事務局と一緒に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしくお願いします。現況といたしましては夏植えをする予定だったみたいですが雨が少なかったのでジャガイモから使うということでした。

13番 14番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 これより受付番号55号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号55号は原案の通り決定いたしました。続きまして52号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請52号について説明いたします。先日12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題ないと思います。現況としては草を植えております。県道からグループホームに向って1番初めの畑です。よろしくお願ひします。

12番 只今、10番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 これより受付番号52号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号52号は原案の通り決定いたしました。以上で日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを終了します。次に日程第3 議案第2号 農地法第4条許可申請についてを議題に供します。事務局よ

り議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請について1議案1件です。議案第2号について受付番号1号は一般住宅の建築です。農地区分といたしましては、周辺の住宅や商業施設が連たんしていることから第3種農地の市街地区域内農地に該当すると思われるで問題ないかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

6番 農地法第4条許可申請について、私の方から調査結果等についてご連絡したいと思います。先般、担当委員と一緒に調査しました。状況については今事務局からあつた通りであります。現状はちょっと砂利が引いてあります。家を作るには周りに家があって何ら問題は無いんじゃないかなと思われます。ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長 それで今、説明いたしましたが、これより受付番号1号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので第4条の許可申請については原案の通り決定いたしました。続きまして現況証明願についてを議題に供したいと思います。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 現況証明願についてなんですが、4番委員と3番委員に調査をお願いしておりまして、委員の方からちょっと当日立ち合いが出来なくて、申請者の方にも連絡がつかないと言うことだったので、ちょっと今回、こちらの方は取り下げの方をさせていただきます。ですので、次の議案第4号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業についてご説明をさしあげます。今月の農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業については1議案2件です。議案第4号についてですが、追加資料でA4の1枚刷りがあると思いますので、そちらをご覧ください。今回受付番号18号、19号はどちらも追加資料の通り、使用貸借による契約に

なります。こちらは継続契約でして、前の旧基盤強化法での契約が切れたため、今回新たに農地中間管理事業を通しての契約を結びなおす契約になります。ちょっと今回筆数が掲載するのが足りなかつたため、赤字で追加修正をしております。場所等の確認は事務局と10番委員と12番委員と共に調査して、問題ないかと思われます。以上で議案の朗読と補足説明を終わります。

議長 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業について担当調査委員の方より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業について説明をいたします。先般、事務局と12番委員と共に調査した結果、連木竿の赤字になっているところは木が生えていますがその人が借りると言うことなので通しました。他のところは耕運して畑を耕してありました。ご審議をよろしくお願ひします。

12番 只今の10番委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 上から4番のことですか。

10番 そうです。木が生えていました。それでも借りるということでした。

議長 これは書き換えはいつでしたか。

事務局 5年と10年があつて、調べたところ以前は10年で契約をしてて、令和3年に切れてはいたのですが、ずっと使ってはいて今回、旧基盤法が無くなると言うことで、また新たに中間管理の契約を通して畑の貸し借りをしたいということだったので、今回5年でまた使用貸借での契約になります。

議長 それではこれより受付番号18号、19号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号18号、19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので18号、19号については原案の通り決定いたしました。その他について何かご意見がございませんか。
それでは以上で終わりたいと思います。